農業資材審議会 農業機械化分科会検査部会

農林水産省 生産局

農業資材審議会農業機械化分科会検査部会議事次第

平成14年12月17日(火) 13:59~15:09 農林水産省第1特別会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者の紹介
- 4 議事
- (1)平成15年度において型式検査を行う農機具の種類について
- (2)その他
- 5 閉会

〇農業生産資材調整官 それでは、定刻よりやや早いようでございますが、ご出席の委員の 方全員おそろいになりましたので、ただいまから農業資材審議会農業機械化分科会検査部 会を開催させていただきます。私、生産資材課の調整官をやっておりま す林と申します。本 日はご多忙中のところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

現在、委員定数12名のところ、9名のご出席をいただいております。定数の2分の1以上を満たしておりますので、本日ご審議いただきます諮問の議決につきましては、農業資材審議会の議決と見なされます。

それでは。本日ご出席いただきました委員の方々をご紹介させていただきます。

私の左手からご紹介を申し上げますので、ご着席のままお聞き取りいただきたいと思います。

岡本嗣男委員でございます。

小田林徳次委員でございます。

尾野村祐治委員でございます。

金子一也委員でございます。

児玉洋子委員でございます。

澁澤栄委員でございます。

瀬尾康久委員でございます。

津賀幸之介委員でございます。

中野弘之委員でございます。

以上でございます。

本日、北本孝也委員、それから千葉悦子委員、横山孝子委員が所用によりまして、ご欠席 ということになっております。なお、中野委員は9月13日付で岡本修委員にかわり、新しく任 命されております。

なお、本部会に先立ちまして、去る11月1日に検査部会小委員会が開催されておりまして、当部会への報告のため、瀧川専門委員にもご出席いただいております。ご紹介申し上げます。

それでは、初めに竹原生産資材課長より、ごあいさつを申し上げます。

〇生産資材課長 本日、局長、審議官に急遽の用ができまして、大変申しわけございません、僭越でございますが、かわりましてごあいさつ申し上げます。私も農薬の関係のことで急用がございまして、中座させていただきます。申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様方には、日ごろから農業機械化の推進にご尽力を賜りまして、また、本日 は暮れの大変ご多忙の中にもかかわらずご出席をいただきまして、心から御礼を申し上げま す。

農林水産省は、申し上げるまでもございませんが、本来、新鮮で安全な食料を国民に供給するという非常に重要な使命を持っておるわけでありますが、ご案内 のとおり、BSEの問題

ですとか、食品の表示の問題ですとか、それから昨今の無登録農薬の問題がございまして、食の安全、安心に対する国民の目には、非常に厳しいものがございます。非常に行政の責任というのは強く問われているところででございます。

これもご案内かと思いますが、先月、省内に北村副大臣を部会長といたしまして、「食の安全、安心のための政策推進本部」を設置いたしました。食卓から農場までを通じた食品の安全確保を全体的にトータルに進めていく、そのために、大綱づくりを目指すということで発足をしております。

政府全体といたしましても、これもご案内のとおり、食品の安全確保を図るため、食品安全基本法の制定を次期通常国会で目指しておりますし、その法律の中でうたわれておりますが、内閣府の中に食品安全委員会というものを設立する構想がございます。農林水産省といたしましても、これに対応いたしまして、組織 面では食糧庁が廃止になることはご存じかと思いますが、それに代わりまして、仮称ではありますが、消費・安全局という新しい局を設置をすることを考えております。なおかつ、法制的には、先に農薬取締法を臨時国会で改正いたしましたが、これも含めまして、生産段階での安全性を確保するための関連法案につきまして、再度見直しを行うという方向で検討を進めているところでございます。

機械につきまして、農薬などと同じく生産資材なのですが、直接口に入りませんし、間接的にも食の安全ということでは余り関連はないということで、新局に 移行することはございませんが、いずれにしましても、生産資材につきましては、そういう観点での見直しが行われるわけであります。ただ一方で、生産資材共 通の問題ということで見てみますと、農業生産の基本的な資材であることから、品質の確保、低コスト化、能率の向上、これらは資材に共通して必要な問題であ るのは、永遠の課題だと思っております。

とりわけ農業機械につきましては、特に昨今、農産物価格が下落する中で、なかなか生産 費全体が下がらず、その生産費の中に占める機械費の割合が高いこと から、生産、流通、 利用の各段階で、効率化、低コスト化を図る取組が強く求められている状況にございます。し かし、そうはいっても、一方で、一定の性能、 耐久性、あるいは安全性が確保された農業機 械であることが前提でございますので、そのような農業機械を供給する上で、農機具の型式 検査は、非常に重要な役 割を担っており、この型式検査の位置づけと考えております。

本日の検査部会では、平成15年度の型式検査対象機種につきましてご検討いただくことになっております。後ほど事務局より、お手元にお配りしました資料に基づきましてご説明を申し上げますが、各委員のご専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りまして、性能や安全性にすぐれました農業機械の開発改良、普及の推進に資するものとしたいと考えております。ご検討のほどよろしくお願いを申し上げまして、粗辞でございますが、私の方からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇農業生産資材調整官 ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、お手元に配付いたしました資料の確認をさせていただきたいと思います。

一番上に座席表がございまして、その下に、2枚紙でございますが、今回の諮問文があります。その下に、クリップどめしてあろうかと思いますが、今回の検査部会の議事次第、1枚紙がございます。

その下に、配付資料一覧という1枚紙がございまして、資料1ということで、検査部会の委員名簿がございます。

それから、A4横長のペーパーで、資料2ということで、何枚かのペーパーでございますが、「農機具型式検査参考資料」というのがございます。

その下に、資料3ということで、「平成15年度において型式検査を行う農機具の種類(案)」 という2枚紙がございます。

その次に、資料4ということで、「独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律について」という資料が、3枚程度ですがございます。

それから、その下に参考資料1ということで、「農作業安全研究会の概要」という、これも4枚程度のペーパーがございます。

その下に、参考資料2は飛ばしまして、参考資料3-1ということで、「農業機械傷害事故調査結果」というもので、平成11年のものがございます。

その下に、また似たようなものでございますが、参考資料3-2ということで、平成12年の同じようなものがございます。

その下に、A4横長になる、幾分厚いペーパーでございますが、参考資料4ということで、「農業機械対策について」というペーパーがございます。

そこから下が冊子ということで、「農作業安全のための指針(関係資料)」という大分厚い冊子がついております。

その下に、「絵で見る農作業安全のための指針」というパンフレットがございます。

その下に、さらに「独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案関係資料」という、これもやや厚い冊子がございます。

本日お手元に配付した資料は以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。

それでは、早速でございますが、審議会議事規則によりまして、検査部会長に議長をお願いすることとなっておりますので、岡本嗣男部会長、今後の議事の進行につきまして、よろしくお願いしたいと存じます。

〇岡本部会長 岡本でございます。

皆様のご協力をいただきまして、円滑に会議を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。皆様方には活発なご意見をお出しいただければと思っております。 それでは、議事に入らせていただきます。

農林水産大臣からの諮問について、事務局よりご説明をお願いいたします。

〇農業生産資材調整官 それでは、まずお手元に配付いたしました、一番上の方にございます諮問文につきまして、読み上げさせていただきます。

14 生産第6889号 平成 14 年 12 月2日

農業資材審議会会長 瀬尾康久殿

農林水産大臣 大島理森

農業資材審議会に対する諮問について

農業機械化促進法(昭和 28 年法律第 252 号)第 14 条第1号の規定に基づき、下記の事項 について貴審議会の意見を求める。

記

平成 15 年度において型式検査を行う農機具の種類(案)

ということで、別添がございますが、これは後ほど説明の中でご説明したいと思いますので、省略させていただきます。

〇岡本部会長 それでは、平成 15 年度の検査対象機種について、審議を始めさせていただきます。

これにつきまして、事務局の方から諮問内容についてご説明をいただきたいと思います。

〇農業資材調整官 では、資料の説明に入ります前に、生研機構で作成した、乗用トラクターの型式検査の実施内容について、簡単にまとめたビデオがございます。これは大体時間で3分程度のビデオでございますので、ご紹介させていただきたいと思います。

それではお願いいたします。

(ビデオ上映開始)

まず最初に、検査項目ということで、ここにございます構造調査、PTO性能試験、作業機昇降装置性能試験、牽引性能試験、防塵・防水試験、取り扱い試験という6項目につきまして、トラクターでは試験を実施しております。

(PTO 性能試験の映像)

まず最初に、PTO試験が出てまいります。トラクターには、ロータリーなどの作業機を動かします動力取り返し装置、PTOが装備されておるわけでございます。トラクターの後ろで回っているのがPTOでございます。このPTO軸を使いまして、そのトラクターの出力やトルクがどの程度あるかを確認いたしております。

これがダイナモメーターと呼ばれております動力計でございます。

これがPTO試験装置の制御部でございます。試験の手順は既にコンピューターに設定されておりまして、試験時には供試機の条件を入力しまして、スタート ボタンを押すだけで装置の制御やデータの収集分析までできるというものでございます。また、手動でも測定は可能であります。

(排出ガス測定試験の映像)

これは、型式検査の項目にはございませんが、NOxなどの排出ガスについても分析しております。

(減速比確認の映像)

これは減速比ということで、エンジンからタイヤまでのギアを課しての回転数の減速状況、

それを確認するための試験でございます。

(牽引性能試験の映像)

これは牽引性能試験ということで、トラクターがどの程度の重さのものをどの程度の速さで引くことができるかということを測定しております。色々な速度段で試験を行いまして、最大牽引力や最大牽引出力を測定しております。

こうやって後ろに測定する機械を引っ張りながら計っているということです。

(耳もと騒音測定の映像)

これが耳もと騒音の測定でございます。トラクターを操作するオペレーターの耳もとでどの 程度の騒音があるかを測定しております。

以上、簡単ではございますが、大体、イメージとしてはこういうことをやっているということでございます。

引き続きまして、資料説明に移らせていただきたいと思います。お手元の参考資料2というペーパーでございます。 農機具型式検査の検査参考資料というものでございます。

1枚めくっていただきまして、農機具型式検査について、概要が書いてございます。型式検査は昭和24年から実施されている検査でございまして、昭和37年から生研機構の前身でございます、農業機械化研究所で実施されるようになりました。この検査は、農機具の性能、構造、耐久性、操作の難易、さらには安全性について検査を行うものでございます。これらが一定の水準以上であることを合否判定により明らかにする。それだけでなく、農業者には機械導入の際の性能等をデータ提供を行う。また、製造業者には、開発改良の指針を与えるという役割を持つものでございます。

(1)から(7)までが型式検査に係る仕組みについてございますが、右下に図2ということで、型式検査の仕組みが簡単に書いてございます。これでご説明させていただきたいと思います。

まず、国が型式検査の対象機種及び実施方法、基準につきまして公示いたします。対象機種につきましては、毎年度公示しております。実施方法、基準につきましては、新たに実施方法なり基準を定める。あるいはそれを改正するときに、その都度公示しております。

その公示に先立ちまして、農業資材審議会の農業機械化分科会のご審議をいただくと農業機械化促進法に定められているところでございます。こういった対象 機種、あるいは実施方法、基準を踏まえまして、生研機構では型式検査の申し込み案内を作成する。それを見た上で、製造メーカーや、あるいは輸入業者といった依頼者が、生研機構に対して型式検査の申し込みを行う。それを受けまして、検査を実施して、生研機構では合格、不合格を決定する。その合格、不合格の決定を依頼者に対しフィードバックいたしますとともに、生研機構は、国に報告いたします。この報告を受けまして、国では合格機を公示いたします。また、必要に応じまして、事後検査ということで、それが正しく、時間がたった後もちゃんと基準を満たしているかどうか等について事後検査を実施するというのが、この型式検査の仕組みでございます。

1枚めくっていただきまして、資料の2ページ目が、平成 14 年度の対象機種でございます。ここでは、農用トラクター(乗用型)以下、田植機(乗用型)、野菜移植機、動力噴霧機(走行式)、スピードスプレヤー、コンバイン(自脱型)、コンバイン(普通型)、それからポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームといった 10 機種が対象となっております。

このうち、動力噴霧機(走行式)につきましては、ブームタイプが主体を占めるようになったということから、14 年度に対象をブームノズルを有するものに限るという限定をかけたところでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目以降が型式検査の実施状況でございます。 近年、検査数が減少しているということでございます。

それから、4ページ、5ページ目は、機種別の概要等でございますが、これらにつきましては 後ほどごらんいただければと思います。

6ページをお開きいただきたいと思います。

ここで農業機械の検査鑑定の改善に向けた検討についてということでございますが、近年、農業をめぐる情勢が高齢化の進展、あるいは食の安全や環境への関心の高まり等、いろいろと変化してきております。検査鑑定につきましても、これらに対応していく必要があるのではないか。また、資料の左下にございますが、昨年12月に、特殊法人等整理合理化計画が閣議決定されたわけでございますが、その中で生研機構につきましては、組織面ではつくばにございます独立行政法人農業技術研究機構と統合する。これにつきましては、また後ほどご説明したいと思っております。それと、事業については、検査・検定事業につきまして指摘をいただいておりまして、ここにございますように、「必要性の検証を行った上で、検査の定期的な見直し等により、実需者等の要望を踏まえた事業の効率化を図る」とされたわけでございます。

こうしたことを踏まえまして、まず、実務面から詰めていこうということで、この 10 月から、メーカー、農業者団体、それから、生研機構、これらの組織の 実務者レベルで集まって、意見交換会を開始したところでございます。これらの検討を踏まえまして、今後、型式検査、それと鑑定につきましても、内容を検討 していきまして、そこで詰まった段階で、今後、農業資材審議会にお諮りしたいと考えております。

具体的にどんなことを検討しておるかということでございますが、右側にございますように、 受検メリット、あるいは合格型式等の利用促進、あるいは環境への配慮や安全性の向上、 わかりやすい検査・鑑定、対象機種の見直し、検査鑑定の効率化、簡素化、それから、手数 料、こういったことについて、今後意見交換を進めていこうと考えております。

それから、7、8ページ目につきましては、データ、主要農業機械の出荷台数の推移とか、 あるいは安全キャブ、安全フレームの装着促進についてということでございますので、説明は 省略させていただきたいと思います。

続きまして、資料3、平成15年度において、型式検査を行う農機具の種類(案)という資料を

ごらんいただきたいと思います。これが、今回、委員の皆様方にご審議いただきたい項目で ございます。

先に1枚めくっていただきまして、2枚目に、「農機具型式検査の対象機種選定の考え方」というペーパーがございます。これは、平成6年の農業機械化審議会検査部会で決めた考え方のペーパーでございます。

まず、1では、対象機種は次のいずれかに該当するものということで、(1)で全国的に広範囲にわたり、相当程度普及しているもの。(2)で、今後、全国的に見て、広範囲にわたり普及すると見られるもの。(3)で、特定高性能農業機械として政令で指定されているものとあります。特定高性能機械というのは、農業機械化促進法で決められておりますが、農業経営の改善のために計画的な導入を促進する機械ということで政令で指定しているものでございます。その機械につきまして、導入の指針を定めて、計画的な導入を進めていく、そういった機械でございます。これは、今現在ありますようなトラクターとかコンバイン、田植機等、主要な農業機械がこれに該当するところでございます。

(4)で、国の助成事業の対象となっているもの。それから(5)で、上記(1)から(4)のもののほか、農業機械化行政上重要となっているものということでございます。

それから2では、除外するものです。1で対象機種に該当するけれども、対象から除外するものを定めております。(1)では、性能が安定して、構造操作の 難易から見て問題となる点が見当たらないもの。それから、(2)で、調査研究が十分でなく、試験データ等から判断して、型式検査の主要な実施方法及び基準 の制定が困難であるもの。それから(3)が、生物系特定産業技術研究推進機構の研究開発において、性能が十分に確認された型式のみが製造販売されるものと いうことで、この(1)、(2)、(3)、これらにつきまして、対象から外すこととしているところでございます。

それでは1枚目に戻りまして、平成 15 年度につきましては、昨年から農業機械の普及状況、あるいは開発状況、こういったことにつきまして、大きな変化が なかったことから、ここにございます農業トラクター(乗用型)以下 10 機種、昨年と同じ 10 機種で定めてはどうかと事務局として考えておりまして、このこ とにつきまして、委員の皆様方のご審議をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○岡本部会長 どうもありがとうございました。

この点につきましては、去る 11 月1日でございますが、検査部会小委員会におきまして、既に検討をされておりますので、この結果につきまして、瀧川専門委員から、ご報告をお願いいたします。

〇瀧川専門委員 報告させていただきます。

平成 14 年 11 月1日に開催された農業資材審議会農業機械化分科会検査部会小委員会は、専門委員7名全員が出席して行われました。本小委員会は、平成 15 年度における型式検査の対象機種について、現在の農業機械化体系、及び農業機械の開発普及等の状況を

かんがみ、事務局案どおり平成 14 年度の型式検査 対象機種と同様の 10 機種とすることで 委員全員が了承しました。

なお、一部の委員から、汎用コンバインの作業精度試験において、作物の水分条件を細かく設定した試験を行い、その成績を公表してはどうかという要望がありました。これに対し、事務局より、必要があれば農業者等の意見をよく聞いて検討したいとの回答がありました。 以上です。

〇岡本部会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました平成15年度の検査対象機種につきまして、委員の皆さんの方から何かご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

〇澁澤委員 先ほどの水分状態によって汎用コンバインのデータを公表したらよろしいんじゃないですかということが議論されたようですけれども、何か水分状態によってコンバインの性能というのは、差が出るという意味合いなのでしょうか。

〇瀧川専門委員 2つございまして、私から、また事務局から送付していただきたいのですが、コンバインの検査におきましては、水分条件が一定になるように 努力をして試験をしているわけですが、水分条件によって、検査対象のコンバインの性能がどのように変化するかというデータがあれば、そのデータを農業者が 参考にすることができるということで、そういうものも、検査項目に入れてほしいというか、そういうものがあったらよろしい、よりよいものではないかという ご意見だったかと思います。

どうでしょうか。

- ○澁澤委員 それで、自脱型コンバインについては、あるのですか。
- 〇瀧川専門委員 検査項目としてですか。
- 〇澁澤委員 はい。水分が変わって……。
- 〇瀧川専門委員 これは、毎年条件を同じように設定することができないと思いますけれども、ほぼ一定の均一な条件になるように努力して検査が行われているとは思います。 そこは事務局からお答えできますか。
- 〇澁澤委員 あえて自脱型コンバインも、もちろん水分状態によって性能が違いますから、その情報の開示は必要なのですが、改めて細かな試験設定をした方がいいとか、悪いとかという議論になったあたりがわからなかったので。
- 〇生産資材調整官 基本的に、瀧川専門委員からご報告があったとおりで、要は、余り大きな意見というのが出ませんで、この発言は、公立試験研究機関の方からのもので、こういうのがあったらよいという、そういうご要望というか、それが出されたということでございます。
- 〇澁澤委員 ありがとうございました。
- ○岡本部会長 よろしいでしょうか。そのほか。
- 〇金子委員 今の普通型のコンバインなのですけれども、対象作に物は何か限定かけますか、それとも、対象作物は限定なしでしょうか。結構大豆、麦、そば、作物限定はなしに……。
- 〇農業生産資材調整官 この小委員会での議論は、そこまで踏み込んだ話ではありません

でした。現在、コンバイン普通型につきましては、型式検査では、稲、麦、大豆、3作物で実施しております。

- 〇岡本部会長 よろしゅうございますでしょうか。そのほか。
- 〇澁澤委員 内容には関係ないのですけれども、参考までに、検査料というのは大体幾らぐらいなのでしょうか。変わっているのでしょうか。もし秘密でなかっ たら幾らぐらいで、時間がかかるのか。例えばメーカーの方が検査するのに、ちょっと高過ぎるかなと思うような値段なのか、参考までにもしよかったら教えて 欲しいです。
- 〇事務局 私の方から言わせていただきますと、汎用コンバインであれば、フルで受けると大体 700 万ぐらいです。
- 〇澁澤委員 1回。
- 〇事務局 はい。1回というか、米、麦、大豆、個々1個ずつ3回やらなければいけないのですけれども、それにかかる費用で700万。
- 〇澁澤委員 1台、どうしても定価格ぐらいはいっちゃうわけですね。
- ○事務局 そうですね。
- 〇澁澤委員 高いですね。
- ○事務局 普通型のコンバインは特に高いのですけれども、一般的には小型のいわゆる 1500cc ぐらいのトラクターですと、160 万~170 万円ぐらいというところです。
- ○岡本部会長 そのほか、ございませんでしょうか。

ただいまの検査対象機種について、何かございませんか。

余り無理に言うのも何でございますので。どうぞ。

- 〇児玉委員 参考になのですけれども、刈払機について伺いたいのですけれども、店には 色々な種類がありますし、大分出回っていると思うのですが、ああいうものは検査対象には なっていないようですが、それはどうしてなのですか。
- 〇事務局 携帯式の刈払機は安全鑑定の方に対象機種としてはなっていますけれども、構造的には、簡易ということでありますし、それほど細かい性能のチェッ クは必要ないことから、値段にしても 10 万円、安いところでは数万円で買えるものですので、安全鑑定の方で安全性の吟味をしております。
- 〇岡本部会長 よろしゅうございますか。
 - そのほか、ございましょうか。
- 〇小田林委員 農用トラクターの安全キャブ、安全フレーム関係、これなんですけれども、やはり最近コンバイン関係でも随分とキャブつきになってきているものが多く出回るようになってきたのですけれども、コンバインについては、余り今のところでは考えてないのでしょうか。
- 〇事務局 これは先ほど資料の方で、今後の検査鑑定はどうあるべきかということで、メーカーを含めまして、また機械士協議会の方にもご努力いただくことに なると思いますけれども、最近のそういった農作業の実態、コンバイン作業での転落、転倒による事故が、作業が短い割には比較的多いということで、そういっ たことも含めまして、転落、転倒の防止のためのキ

ャブ・フレームについて、どうあるべきかということを今、検討し出したところでございます。 〇農業生産資材調整官 ただ難しいのは、要は、今のトラクターであれば、安全キャブなり、 フレームをそのままつければいいということですが、まだ、コンバ インではそれだけの強さを 持っているキャブ・フレームをつけるだけのボディーの構造になっていませんので、そういった ことを考えていくためには、やはり利 用者、それからメーカー、そういった人たちのコンセンサ スを得ながらやっていくことが非常に重要だと考えております。

〇岡本部会長 そのほかございますでしょうか。

〇尾野村委員 参考のためにということで、勉強を兼ねてお伺いしたいのですけれども、コンバインを農家が利用するときに、転作等の問題で、大豆あたりはま だ専用のコンバインを使った方がいいという意見があるのですが、それは本当なのでしょうか。それとも、こういう兼用のコンバインとの関係は、どうなんで しょうか。型式検査の部分で、どういうふうになっていらっしゃるのか。今、3つ、稲と大豆と麦という検査、米だけというのがあるのか、大豆だけというのも あるのか。どういった実情なのでしょうか。参考までに教えてください。

〇農業生産資材調整官 今の型式検査は、先ほど申し上げましたように、コンバイン普通型については、スクリュー型機構を有するものということで、汎用コン バインを対象としております。したがいまして、要するに米だけできればいいとか、あるいは大豆だけできればいいというものではなくて、先ほど申しましたように3作物できるということでやっています。

要はそれだけ、汎用コンバインになりますと、それだけ車体が大きくなりますし、価格もその分高くなりますので、3作物、面積をちゃんとしっかりまとめ て、3作物でやった場合、効率的には最もこれが高いと思っております。ただ、なかなかそうならないところが、これまた現実でございます。

〇岡本部会長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでございましょうか。もし、ないようであれば、この辺で意見の集約をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、平成 15 年度の検査対象機種につきましては、諮問のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

〇岡本部会長 ご賛同いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、農林水産大臣より諮問のありました、平成 15 年度において型式検査を行う農機 具の種類につきましては、諮問どおりで差し支えないということを答申することとさせていただ きます。

本日の審議事項は以上でございますが、まだ時間も余裕があるようでございますので、この機会に、農林水産省の方から、話題提供等がございましたら、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

〇農業生産資材調整官 それでは、引き続き話題提供といたしまして、生研機構と農研機構との統合について、ご説明させていただきます。

○事務局 機械検査班担当の半田でございます。

私の方から、生研機構と農研機構との統合につきまして、ご説明させていただきます。資料につきましては、資料4、それから冊子の資料でございまして、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案関係資料、この2つで説明させていただきます。

まず、資料4でございます。

趣旨でございますけれども、昨年 12 月に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画の中で、この型式検査の実施機関であります生研機構につきまして は、独立行政法人の農業技術研究機構と統合いたしまして、新たに農業技術に関する研究と、生物系特定産業技術及び農業機械分野の民間研究支援を一体的に行う独立行政法人を設置する、そういった位置づけになってございまして、これを受けまして、本年の臨時国会におきまして、農業技術研究機構法の一部を改正す る法律案を出させていただきまして、その法律案が 11 月 27日に可決、12 月4日付で公布されたところでございます。

資料4の2枚目を見ていただきまして、昨年 12 月 19 日に閣議決定されました、特殊法人等整理合理化計画のうちの生研機構分、生研機構の中でも機械の関係につきまして抜粋してございます。

この整理合理化計画の中で、生研機構の1つ目、事業について講ずべき措置につきましては、農業機械の研究開発業務につきましては、費用対効果分析等の実施、あるいは国が具体的な達成目標を設定して、研究機関の責務を明確にする。それから、第三者評価の実施、あるいは研究成果をできるだけ計量的な手法で国民に示す、こういったことが指摘されてございます。

それから、検査の業務につきましては、必要性の検証を行った上で、検査項目の定期的な見直し等により、実務者等の要望を踏まえた事業の効率化を図る、そ ういった位置づけになってございまして、組織的には、先ほどご説明したとおり、廃止した上で農研機構と統合ということでございます。

次の3枚目を見ていただきまして、生研機構につきましては、皆様ご承知のとおり、機械の研究開発、検査のほかに、民間企業への出融資の業務でありますとか、競争的資金の供給、こういった業務を行っておりまして、職員数は 104 名の組織でございます。

一方、独立行政法人の農業技術研究機構でございますけれども、平成 13 年に従来の国の 試験場が独立行政法人に移行したものでございまして、従来、農林水産 省の試験場であり ました農業研究センターでありますとか、畜産、果樹、野菜等の専門場所、それから、北海道 とか東北等の地域場所、これらがすべて統合した 研究組織でございまして、職員数が 2800 人の組織でございます。この2つの法人を統合いたしまして、新たな独立行政法人を設置す るということでございま す。

この統合によりまして、オールジャパンベースでの産・学・官の連携体制を構築しまして、農業なり、生物系特定産業技術の研究、新産業創出を強力に推進する、そういった位置づけになってございます。

また資料4の1ページに戻っていただきまして、新法人の名称でございますけれども、独立 行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構という名前になります。

それから、業務の範囲でございますけれども、従来の農研機構の業務に、従来の生研機構の業務を追加したということになってございます。

その他、法律ではいろんな規定を整備してございますけれども、一番大きな組織的な変更点でございますけれども、生研機構が従来民間型の組織だったのが、 今回農研機構という公務員型の組織との統合によりまして、全体として公務員型の独立行政法人になるということでございます。

それから、この関連で農業機械化促進法につきましても所要の整備を行ってございます。その関係でございますけれども、こちらの冊子の50ページ以降に農業機械化促進法の改正に係る新旧対照表をつくってございます。改正部分には傍線を引いてございますけれども、見ていただきますとわかるとおり、機械化促進法の改正部分は生研機構が新しく農業・生物系産業技術研究機構になるという法人の名称の変更に伴うものでございまして、従来どおり機械化促進法の中で検査なりを位置づけているということで、機械化促進法の法体系には一切変更がないということでございます。従いまして、促進法につきましては、法人の名前の変更だけという改正になってございます。

新法人が発足は、来年、平成 15 年 10 月1日になってございまして、引き続き型式検査につきましても新しい法人で従来どおりやっていくことになります。

以上でございます。

- 〇岡本部会長 ただいまご説明いただいたのですが、何かご質問等ございますでしょうか。
- 〇澁澤委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、人数は 104 名と 2,800 名でしたが、予算 規模はどのくらいでしたか。
- ○事務局 農研機構が 390 億円ぐらいです。生研機構の方が 110 億円ぐらいです。
- 〇澁澤委員 この新たな独立行政法人は、予算はどういう流れになるんでしょうか。やはり技術会議の方からというか、ここが今までとちょっと流れが変わるような気がするんですが、それは心配ないんですか。
- 〇事務局 従来は、農研機構につきましては技術会議から予算が流れまして、生研機構のうち、技術会議が所管する民間研究促進業務と基礎的研究業務につきましては技術会議から予算が流れまして、機械の部分につきましては生産局から予算が流れおります。新法人につきましても、引き続き機械化促進の業務につきましては生産局から予算が流れ、従来の農研機構の業務プラス従来の生研機構の民間研究開発促進と基礎的研究につきましては、技術会議から予算が流れるという形でございます。
- 〇澁澤委員 しばらくの間、実態的な業務というか、あれは従来の中身が踏襲されながら、少しずつ改善されていくかどうかわからないけれども、現状のままというふうに。
- 〇事務局 法定の勘定区分ができておりまして、それぞれの勘定ごとに所管のところから予算が流れるという形になってございます。

○岡本部会長 そのほかございますでしょうか。

ないようであれば、引き続きご説明いただけますでしょうか。

〇事務局 生産資材課の土屋と申します。私の方から引き続きまして参考資料についてご説明したいと思います。座って説明させていただきます。

お手元の方に参考資料1「農作業安全研究会の概要」があると思います。昨年の検査部会の中で、農作業安全対策について研究会を開催して今検討しているということをお話ししたかと思いますけれども、本年の3月末にようやく研究会の最終報告が出まして、「農作業安全のための指針」、その他幾つか安全のための対策に必要な事項の取りまとめができましたので、それについて説明したいと思います。

「農作業安全研究会の概要」ということで、研究会概要ですが、本検査部会の委員であります澁澤先生に研究会の座長になっていただきまして、農作業死亡事 故は、毎年 400 名前後でなかなか減らない、それから、その約8割が農作業中の機械事故によるものである、さらには、農業従事者の高齢化といったことか ら、60歳以上の方の農業者の死亡事故に占める割合も約8割に及んでいるという状況を踏まえまして、より一層の安全対策を講ずるという趣旨で、ごらんのような各分野の専門家に集まっていただきまして研究会を開催したというところでございます。

2「分科会委員」ということで、具体的な作業をしていただく専門家の方々として、ごらんのように7名の方、メーカーを初め生研機構の方に参加をいただきまして、安全対策について検討したということでございます。

1ページめくっていただいて2ページ目になります。3「検討経過」ということで、昨年の6月に第1回目を開催して、以下第5回目まで約10カ月間にわたったり、第3回目では、現地調査の実施ということで、千葉県匝瑳郡野栄町におきまして農作業の安全について、地元の機械士会が中心となってご努力されているところに行きまして、地元の機械士会や役場の担当者、さらには女性農業者といった方々と現地でのご努力や意見をお聞きし、これを参考にして取りまとめを行ったところでございます。

その成果が、ここの4、5にあるように、「農作業安全のための指針」「今後の農作業安全対策の推進について」でありまして、お手元の資料でありますと、3ページ目の、別紙1に指針の概要をまとめてあります。本体は後でごらんになっていただければよろしいかと思います。 先ほどお配りしてあると思います「農作業安全のための指針【関係資料】」には後ほどご説明しますけれども、「今後の農作業安全対策の推進について」についても全文が載っておりますので、後程ご覧いただければよろしいかと思います。

中身でありますけれども、指針につきましては、1に書いてありますように、関係行政機関、 研修機関、さらには農業団体の方々が農業者を安全指導するための統一的な指針となるも の、安全のための留意事項をまとめたものでございます。

指針の概要であります。大きく分けて、(1)「基本事項」いうことで、農作業全般にわたる安全に関する留意事項をまとめたものであります。①から⑦まで にありますように、就業する

際の配慮条件や、特に②にありますように、地域の農作業の安全体制の整備、地元で農作業の安全について一生懸命取り組んでいた だくということがないと、農作業事故はなくならないという趣旨から、その役割なり実施事項をまとめたものでございます。

- ③は、農作業事故調査を私ども長年にわたって実施しております。そういった事故調査の結果から、転落・転倒などの危険箇所での作業に係る留意事項をまとめてあります。
- ④といたしましては、一歩進めて、安全で快適な作業環境をつくることが事故防止につながるという観点から、括弧の中にございますような配慮事項をまとめております。

それから、⑤にありますように、機械の導入、利用、管理、こういったことが安全対策には重要だということでまとめてあります。

- ⑥としまして、燃料、農薬などといったものの管理についても配慮事項をまとめてございます。
- ⑦として、農具の安全使用ということで、農業機械だけではなく、高所作業をする場合には 脚立、梯子類を使いますので、そういった農具についても安全に使用するために必要な事項 をまとめてあります。
- (2)は「機種グループ別事項」ということで機種別グループ別に安全に利用するための留意 事項についてまとめたものでありまして、①乗用型機械、いわゆ る乗用式のトラクターや田 植機やコンバイン、運搬車、こういったものについて、適用範囲、一般事項、さらには、作業を 行っていく順序に沿って、安全に使用 するための留意事項をまとめております。

以下、②歩行型、これは歩行型のトラクター、耕運機、歩行型運搬車。③定置機械というのは、乾燥機やモミすり機。それから、④携帯式機械ということで、 先ほど児玉委員のお話に出ましたような携帯式の刈払機とか、背負式の農機具、こういったものを使う際の安全面の留意事項をまとめております。⑤遠隔操作用 機は、無人ヘリコプター、それから無人走行機械、これは無人の単軌条運搬車、いわゆるモノレール、さらに、無人のスピードスプレヤー、こういったものを使 用する際の留意事項をまとめさせていただきました。

3「その他」であります。これはそれぞれグループ別にまとめたものがありますけれども、(1)の2行目の後半からありますように、主な農業機械、乗用トラクターとか歩行用トラクター、農用運搬車、動力刈払機、こういった主要な機種のそれぞれについて、安全に使用する際の留意事項を、2の(2)で申し述べましたように、適用範囲、一般事項、作業前、作業中、作業後というように時系列的に並べてまとめたという内容になっております。

この指針につきましては、生産局長通知としまして、都道府県、関係団体を通じまして、関係者に通知したところであります。

めくって4ページ目の別紙2になります。「今後の農作業安全対策の推進について」(概要) でございます。

先ほどの指針は農業者を指導する際の留意事項ということでありまして、安全対策の両輪として農作業の安全にかかわる関係者が組織として農作業安全対策をどう行っていくべきかというような内容をまとめたものであります。

2の(1)「地域における安全体制整備と効果的促進」であります。地域における安全体制の整備と効果的な推進が重要であることから、道府県、市町村の各段階で取り組むべき内容をまとめております。

さらには、イにありますように、農作業安全管理システムの構築ということで、計画―実施― 評価―改善、こういった安全管理システムを体系的にとることによって、安全対策を進めてい こうという内容をまとめてあります。

(2)「個別対策の充実」ということで、農業者の安全意識の高揚とか、先ほど申し述べましたように、高齢者に事故が多いということで、高齢者への対応をどうしたらいいのかということを取りまとめてあります。

ウは、研究、製造、販売、検査・鑑定、利用、そういったそれぞれの立場で安全対策を充実 する必要があるということで、その内容を取りまとめてあります。

エは、農作業の環境改善ということで、さらに一歩進めて、農業者がみずからの環境をチェックして農作業を改善していくことが重要でありますので、それについて内容を取りまとめてあります。

3「その他」でありますけれども、これも指針と同様に生産局長通知として、都道府県、農業関係団体を通じまして、安全対策の推進について対応するように通知をしたところであります。

これが参考資料1でございます。

参考資料2は、先ほども申し述べましたが、いわゆる本になっております。それから、お手元に「絵で見る農作業安全のための指針」というのがございます。 指針はいわゆる行政レベルなりの担当者のためのものでありますが、この「絵で見る農作業安全のための指針」は、そういった方々が実際に農業者の方々に安全 指導をしていただく際に、さすがにこういった内容を一々ご説明しても理解するのはなかなか難しいでしょうから、絵で見てわかりやすくするということで、全 部で84項目、指針やその安全対策の内容から特に重要であるものを簡単にまとめたものでございます。参考資料2につきましては以上でございます。

あと、お手元の方に参考資料3-1と3-2があるかと思います。先ほど少しご説明しましたように、私ども従来から農作業の事故調査を実施しております。 それは死亡事故につきまして全国的に調査していたわけでありますけれども、先ほど研究会の中身にも出てきましたが、もっときめ細かく安全対策を推進してい かなければならないという趣旨で、農業機械での傷害事故、けがをしたものについても調査をいたしました。

参考資料3-1はそれの平成 11 年分の調査結果、3-2が平成 12 年分の調査結果であります。これは傷害共済の中の機械事故で給付を受けた方について調 査したものでありまして、平成 11 年では 2,047 件、12 年では 1,921 件ということで、合わせまして 4,000 件程度の傷害調査のデータをまとめた ものであります。

細かく説明すると時間も長くなりますので、そのポイントが実はお手元の先ほどの「【関係資料】」の9ページ目に載っております。9ページを開いていただ きたいと思います。これをつく

ったときにはまだ 12 年分のデータがありませんでしたので、11 年分のものについてまとめてあります。「農業機械傷害事故の 状況」の(1)「機種別発生状況」の表を見ていただきたいのですけれども、これまで死亡事故調査をしていますと、農作業の機械事故を機種別に見ますと、乗 用型のトラクター、歩行型のトラクター、それから農用運搬車、こういったものが大多数を占めていたわけでありますけれども、傷害調査をしてみますと、これ も先ほどご指摘があったように、動力刈払機、こういったものの傷害事故が多い。それから、先ほどコンバインのお話が出ましたけれども、コンバインでの事故 も多いという調査結果が出ました。

あと、細かく見ていくと、いろいろなデータの分析結果も出ていると思いますけれども、今後こういったデータに基づいて、動力刈払機やコンバインについても、もっときめ細かな安全対策が必要になってきているということがこの結果から言えるかと思います。この調査は、平成13年分についても現在実施しておりますので、13年分がまとまりましたら、もう少し細かく中身を分析しまして、さらなる安全対策に反映していきたいと思っております。

最後になりますけれども、参考資料4「農業機械対策について」という横長の少し厚い綴があると思います。これは私ども生産資材課で実施しています農業機 械対策に係るデータや統計的な調査をまとめたものでありますので、後ほど見ていただければと思いますのであえてご説明はしません。私どもの農業機械対策に ついて簡単に概要をデータを中心にまとめた資料でございます。

私の方からの説明は以上でございます。

〇岡本部会長 ここまででご質問、あるいはご意見でも結構ですけれども、何かございますで しょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間もまだ多少あるようでございますけれども、本日はこの辺で終わりにさせていただきたいと思います。

ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

私の方からは以上でございますので、司会を事務局の方にお返しいたします。

〇農業生産資材調整官 どうも委員の皆様方、ご審議並びにご答申ありがとうございました。 なお、答申に基づき平成 15 年度において型式検査を行う農機具の 種類の公示につきましては、平成 15 年2月中を予定しております。ご多忙中にもかかわらずご審議をいただいたことにつきまして、感謝申し上げます。

本日は大変ご熱心なご討議をいただき、まことにありがとうございました。これをもって農業資材審議会農業機械化分科会検査部会を散会とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。